

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

(様式5)

最終更新日：令和4年10月25日

公益財団法人島根県スポーツ協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※本協会の自己説明の証ひょうとなる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<http://www.shimane-sports.or.jp/about/119>

| 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証ひょう書類 |
|---------------------------------|---|---|---|
| [原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである | (1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること | <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度(2020年度)に「島根県スポーツ協会中期計画」を策定し、公表を行った。 <本協会 中期計画 https://www.shimane-sports.or.jp/about/497> 計画期間は令和3年度～令和8年度の6か年としている。 3年目(令和5年度)に達成状況等を評価し、目標値や取組策等の見直しを行う。 | <ul style="list-style-type: none"> 島根県スポーツ協会中期計画 |
| [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (1) 団体及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること | <ul style="list-style-type: none"> 各種規程等を整備している。 | <ul style="list-style-type: none"> 就業規則 |
| [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか | <ul style="list-style-type: none"> 各種規程等を整備している。 | <ul style="list-style-type: none"> 定款 専門委員会規程 加盟団体規程 組織規則 就業規則 事務決裁規程 経理規程 財務規則 |
| [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか | <ul style="list-style-type: none"> 各種規程等を整備している。 | <ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護に関する要綱 事務局規程 組織規則 就業規則 事務決裁規則 |

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

| 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証ひょう書類 |
|---------------------------------|---|---|-----------------------------------|
| [原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか | ・ 役員の報酬等に関しては「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」、本協会職員の給与に関しては「給与規則」を整備している。 | ・ 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程 ・ 給与規則 |
| [原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか | ・ 定款において資産および会計について定めるとともに、各種規程等を整備している。 | ・ 定款 ・ 経理規程 ・ 資産運用規程 |
| [原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか | ・ 資産運用規定等、財政的基盤等を支える各種規程等を整備している。 | ・ 資産運用規程 |
| [原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。 | (3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程 その他選手の権利保護に関する規程を整備すること | ・ 選手選考については、選手選考会を開催し公正な選手選考に努めている。 ・ 本協会ホームページで選手選考基準の公表を行っている。 ・ 選手の権利保護については、今年度以降加盟団体に意見を聞き、必要であれば加盟団体規程の改正を行う。 | ・ 国体代表選手選考基準 ・ 加盟団体規程 |
| [原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである | (1) 役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること | ・ 理事会等において役員への教育を行う予定としている。 ・ 職員への教育は、11月開催予定の「職員研修会」で、個人情報保護とハラスメントに関する教育を行う予定としている。 | |

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

| 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証ひょう書類 |
|---------------------------------|--|--|---|
| [原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである | (2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること | <ul style="list-style-type: none"> ・指導者に対する教育は、例年2月に開催される「競技力向上セミナー」等で行う予定としている。 ・選手への教育は、国民体育大会結団式で行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため結団式を中止とした。国体冬季大会激励式等で実施する予定としている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・競技力向上セミナー開催要項 |
| [原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである | (2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること | <ul style="list-style-type: none"> ・財務・経理に関する規程を整備している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・定款 ・経理規程 ・資産運用規程 ・財務規則 ・役員名簿（監事名簿） |
| [原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである | (3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること | <ul style="list-style-type: none"> ・各種法令や助成元の要項等に従い、適切に処理を行っている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・経理規程 |
| [原則7] 適切な情報開示を行うべきである。 | (1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと | <ul style="list-style-type: none"> ・本協会HPにて、法令に基づく情報開示を行っている。 <p><参考URL： https://www.shimane-sports.or.jp/about/25></p> | <ul style="list-style-type: none"> ・財務等に関する資料 |
| [原則7] 適切な情報開示を行うべきである。 | (2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること | <ul style="list-style-type: none"> ・本協会の選手選考基準を、本協会HPに掲載している。 <p><参考URL： https://www.shimane-sports.or.jp/national_sports_festival/475></p> | <ul style="list-style-type: none"> ・国体代表選手選考基準 |

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

| 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証ひょう書類 |
|--|--|--|----------------|
| [原則7] 適切な情報開示を行うべきである。 | (2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること | ・ 遵守状況について2022年10月25日に本協会HPにおいて公表した。 <本協会ガバナンスコード遵守状況： https://www.shimane-sports.or.jp/about/472 > | ・ 本協会HP |
| [原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。 | (1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと | ・ <u>加盟団体へのガバナンス確保、コンプライアンス強化については、令和4年度は、本協会加盟団体に対して現状調査・情報提供等を行い、ガバナンスコードの公表に向けての支援を行う。</u> ・ <u>今後、加盟団体との意見交換等を通じ、必要であれば加盟団体規程の改定等を行う。</u> ・ <u>通常の組織運営については、加盟団体連絡会議等において、加盟団体へ各種情報提供をする他、日頃のヒアリング等を通じて支援を行っている。</u> | ・ 加盟団体規程 |
| [原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。 | (2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと | ・ 上項(1)と同様に、ガバナンス確保、コンプライアンス強化については加盟団体連絡会議等において情報提供等を行う予定である。 | ・ 加盟団体連絡会議開催要項 |